

秦野市立認定こども園条例の一部を改正することについて

「こども未来戦略」において、国は全ての子供の育ちを応援し、良質な生育環境を整備するため、保護者の就労要件を問わず、未就園児が保育施設などを利用できる制度「こども誰でも通園制度」を創設することとしました。



この制度は、令和 8 年度から「子ども・子育て支援法」に基づく給付制度として全国で本格実施されますが、令和 7 年度においては、市町村が地域の実情に応じて実施する地域子ども・子育て支援事業の「乳児等通園支援事業」として位置付けられています。

本市では、さらなる子育て支援の充実を図るために、本年 10 月から公立認定こども園で乳児等通園支援事業を実施するため、秦野市立認定こども園条例の一部を改正します。

1 対象者

0 歳 6 カ月から満 3 歳の年度末までの間で、保育所などに入所していない子供

※国の実施要綱では、対象年齢を満 3 歳の誕生日の前々日までとされていますが、本市では、市独自の取組みとして満 3 歳となって迎える年度末まで利用を可能とします。

2 実施施設および対象年齢と利用人数

実施施設	対象年齢 4 月 1 日時点	人数/日
みどりこども園	0 歳児 (利用日時点で 0 歳 6 カ月以上)	2 人
すえひろこども園	1 歳児 (満 2 歳となる年度末まで)	3 人
しぶさわこども園	2 歳児 (満 3 歳となる年度末まで)	4 人

※つるまきこども園とひろはたこども園は、令和 8 年度から実施予定

3 実施期間

10 月 1 日 (水) ～令和 8 年 3 月 31 日 (火)

4 実施日

月曜日から金曜日までの 3 日間

5 利用時間

(1) 0 歳児

午前 9 時 15 分～11 時 15 分

※1 回当たりの利用時間は 2 時間で、給食は提供しません。

- (2) 1歳児以上

午前9時15分～午後0時15分

※1回当たりの利用時間は3時間で、原則、給食を提供します。

6 利用可能時間

- (1) 0歳児

子供一人当たり月10時間まで

- (2) 1歳児以上

子供一人当たり月9時間まで

7 利用者負担額

- (1) 0歳児

利用料 600円／回（1時間300円）

- (2) 1歳児以上

ア 利用料 900円／回（1時間300円）

イ 歳児給食費 250円（午前のおやつと昼食）

問い合わせ

保育こども園課認定・入所担当 電話0463（82）9606